

厚生労働大臣 殿

B型肝炎訴訟の早期全面解決を求める

要 請 書

要請団体 全国B型肝炎訴訟原告団
〒160-0004 東京都新宿区四谷 1-2 伊藤ビル 6階
東京法律事務所内
TEL : 03-3355-0611 FAX : 03-3357-5742

【要請の趣旨】

2009年11月30日、肝炎対策基本法が成立しました。同法は、B型肝炎の蔓延が、集団予防接種の際の注射器の連続使用によるものであり国が責任を負うべきことを明記しております。しかし、同法の成立によって、肝炎問題がすべて解決したわけではありません。B型肝炎感染被害者の被害救済が未解決のまま残されています。

2006年6月、最高裁は予防接種禍によるB型肝炎被害者について国の責任を断罪しましたが、原告5名以外の同様の被害者については謝罪・調査はおろか何らの被害回復措置も講じていません。そのため、現在383名（2010年2月1日現在）の予防接種禍によるB型肝炎被害者が、償いを求めて全国10地裁に全国B型肝炎訴訟を提起し闘っています。

国はこの訴訟において最高裁判決で解決済みの争点すら蒸し返し、いたずらに解決を引き延ばしています。かかる対応は断じて許されるものではありません。全国の原告の中には提訴後に肝がん、肝硬変で死亡した原告がすでに6名います。深刻な被害を抱えるB型肝炎被害者たちの被害回復が一刻の猶予も許されない状況にあることは明白です。よって、私たちは、以下の事項を要請します。

【要請項目】

- 国は、その責任の履行として、早急に全国B型肝炎訴訟における応訴態度を改め和解協議に応じ、被害者すべてを救済する内容の和解を成立させ、もってB型肝炎訴訟の全面解決を図ってください。

| 氏 名 | 住 所 |
|-----|-----|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

○署名用紙に記入された氏名・住所は、要請として提出する目的以外に使用されることはありません。

(取扱団体)

(氏名・住所は自筆でお願いします。
「同上」「リ」「々」とは書かないで下さい。)